

# 重要事項説明書

## (指定小規模多機能型居宅介護サービス)

当事業所はご利用者様に対して指定小規模多機能型居宅介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

### 1 事業者の概要

事業者名称	社会医療法人岡本病院（財団）
主たる事務所の所在地	京都府久世郡久御山町佐山西ノ口 100 番地
法人種別	医療法人
代表者名	藤井 信吾
電話番号	0774-48-5500

### 2 ご利用事業所

ご利用事業所の名称	宇治おかもと安心介護の家（小規模多機能型）
指定事業者番号	2691200246
所在地	京都府宇治市神明石塚 54-18
電話番号/FAX 番号	0774-46-3311 / 0774-46-3312
営業日	365 日
営業時間（訪問サービス）	24 時間
同（通いサービス）	7:00～22:00
同（宿泊サービス）	22:00～7:00
通常の事業の実施地域	宇治市神明、南陵町、天神台、広野町、折居台、琵琶台開町、羽拍子町、寺山台、宇治（JR 線以南 宇治川以西）、小倉町、伊勢田町
登録定員	29 人
利用定員（通いサービス）	18 人
同（宿泊サービス）	8 人
	※ 当事業所は、原則として利用申込に応じますが、ご登録をいただいている場合であっても、利用定員を超過する場合には、通いサービス又は宿泊サービスの提供ができない日がある場合がありますので、ご了承ください。

### 3 事業の目的と運営の方針

事業の目的	事業所の管理者、介護支援専門員及び介護従業者が、要介護状態の利用者に対して、適切な指定小規模多機能型居宅介護を提供することを目的とする。
運営の方針	1 利用者が住み慣れた居宅において自立した生活が継続できるよう通い、訪問、宿泊サービスを柔軟に組み合わせ必要なサービスを提供する。 2 利用者の人格を尊重し、日常生活が継続できるよう支援する。 3 地域住民、地域の保健・医療・福祉サービス事業者等との綿密な連携を図る。

#### 4 従業者の職種、員数及び勤務の体制

従業者の職種	資格	勤務の体制
管理者		1人
介護従業者	介護職員	常勤 4名以上 非常勤 6名以上
	看護師	1人以上
介護支援専門員	介護支援専門員	1人以上

#### 5 サービスの内容及び利用料その他の費用の額

##### 基本料金

要介護度	基本単位	1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	10,458単位	10,804円	21,607円	32,410円
要介護2	15,370単位	15,878円	31,755円	47,632円
要介護3	22,359単位	23,097円	46,194円	69,291円
要介護4	24,677単位	25,492円	50,983円	76,474円
要介護5	27,209単位	28,107円	56,214円	84,321円

月の途中から登録した場合及び月の途中で登録を終了した場合には、その期間に応じた日割りした利用料金をお支払いいただきます。

##### 加算料金

加算	単位数	1割負担	2割負担	3割負担
初期加算	30単位/日	31円	62円	93円
総合マネジメント体制強化加算（Ⅰ）	1,200単位/月	1,240円	2,480円	3,719円
看護職員配置加算（Ⅲ）	480単位/月	496円	992円	1,488円
サービス提供体制強化加算Ⅱ	640単位/月	662円	1,323円	1,984円
介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	13.4%/月	算定した総単位数に対し134/1000単位を加算		

\*赤字は令和6年6月1日介護報酬改定によるものです。

##### その他

食事の提供に関する費用	朝食 410円 昼食 670円 夕食 620円 おやつ 100円
宿泊に要する費用	3,000円
おむつ代	おむつ・リハビリパンツ 100円/枚 パッド 50円/枚
レクリエーション費	参加希望の有無を確認し実費を負担していただきます。
電気代	1器具1日につき50円
交通費	通い 実施範囲を超える場合30円 /1km毎 訪問 徴収しない。
キャンセル料	当日9時までに連絡がない場合 通いサービス 食事代 宿泊サービス 1,000円

## 6 【要介護認定申請中・区分変更申請中の利用開始についての重要事項】

当事業所は要介護度 1～5 の方を対象としています。

介護度が要支援 1 または 2 で確定した場合は、制度上、下記の通り実費精算の上、契約解除とさせていただきますのでご了承の上、サービス利用申し込みをしていただきますようお願いいたします。

要介護度が要支援 1 または 2 の利用期間については、介護保険の対象期間とならないため、介護保険で定める適正金額の 10 割の額を日割で計算し実費請求させていただきます。

### ① 『介護保険で定める適正金額の 10 割の額を日割で計算した額』

\* (要支援 1) 3,450 単位/月 × (宇治市地域区分) 10.33 円 = 35,638 円/月  
35,638 円/月 ÷ 30 日 = 1,187 円/日  
1,187 円/日 × 登録日数 = 実費請求額

\* (要支援 2) 6,972 単位 × (宇治市地域区分) 10.33 円 = 72,020 円/月  
72,020 円/月 ÷ 30 日 = 2,400 円/日  
2,400 円/日 × 登録日数 = 実費請求額

### ② 『その他』費用は、要介護 1～5 の利用者の額と同じです。

月のお支払額は①+②となります。

\*国が定める『加算項目』に相当する料金は頂かず、『基本料金』のみのご請求とさせていただきます。

サービス区分と種類	サービスの内容	
介護サービス	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 サービスの提供開始時に、利用者が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス、及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせ、他の（介護予防）小規模多機能型居宅介護従業者との協議の上、援助目標、当該目的を達成するための具体的なサービス内容を記載した（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画を作成します。</li> <li>2 利用者に応じて作成した介護計画について、利用者及びその家族に対して、その内容について説明し同意を得ます。</li> <li>3 計画を作成した際には、当該（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画を利用者に交付します。</li> <li>4 作成に当たっては、利用者の状態に応じた多様なサービスの提供に努め、さらに作成後は実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行います。</li> </ol>	
相談・援助等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者・家族の相談に適切に応じ、支援を行います。</li> </ol>	
通いサービス及び宿泊サービスに関する内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 移動・移乗介助 介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへの移乗の介助を行います。</li> <li>2 排せつの介助 介助が必要な利用者に対して、トイレ誘導、おむつ交換を行います。</li> <li>3 見守り等 利用者の安否確認等を行います。</li> </ol>	
	健康のチェック	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 血圧測定・体温測定・利用者の健康状態の把握に努めます。</li> </ol>
	機能訓練	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 日常生活動作を通じた訓練 利用者の能力に応じて、食事、入浴、排せつ、更衣などの日常生活動作を通じた訓練を行います。</li> <li>2 レクリエーションを通じた訓練 利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います。</li> </ol>
	入浴サービス	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 入浴の提供及び介助が必要な利用者に対して、入浴（全身浴・部分浴）の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。</li> </ol>
	食事サービス	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 食事の提供及び、食事の介助を行います。</li> <li>2 食事は食堂でとっていただくよう配慮します。</li> <li>3 身体状況・嗜好・栄養バランスに配慮して作成した献立表に基づいて提供します。</li> </ol>

	送迎サービス	1 事業者が保有する自動車により、利用者の居宅と事業所までの間の送迎を行います。 ただし、道路が狭いなどの事情により、自動車による送迎が困難な場合は、車いす又は歩行介助により送迎を行うことがあります。
訪問サービスに関する内容	身体の介護	1 排せつ介助 排せつの介助・おむつの交換を行います。 2 食事介助 食事の介助を行います。 3 清拭等 入浴（全身浴・部分浴）の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。また、日常的な行為としての身体整容を行います。 4 体位変換 床ずれ予防のため、体位変換を行います。
	生活介助	1 買い物 利用者の日常生活に必要な物品の買い物をを行います。 2 調理 利用者の食事の介助を行います。 3 住居の掃除 利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。 4 洗濯 利用者の衣類等の洗濯を行います。
	その他	1 利用者の安否確認等を行います。

#### サービス利用にあたっての留意事項

- 1 サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。
- 2 事業所内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
- 3 他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。
- 4 事業所内での他の利用者に対する執拗な宗教活動はご遠慮下さい。

#### 7 交通費実費

利用者の居宅が当該事業所の通常の事業実施地域以外にある時は、送迎に要する費用及び訪問サービスに要した交通費について、事業実施地域を超える地点からの距離に応じた実費をいただきます。

#### 8 苦情申立窓口

ご利用者相談窓口	ご利用時間 平日 8:30～17:00 土日 8:30～17:00 ご利用方法 電話 0774-46-3311 担当者 西村 悟嗣
----------	--

宇治市健康長寿部 介護保険課	ご利用時間 平日 8:30～17:00 ご利用方法 電話 0774-22-3141(代)
京都府国民健康保険 団体連合会	ご利用時間 平日 9:00～12:00 13:00～17:00 ご利用方法 電話 075-354-9090
京都府福祉サービス 運営適正化委員会	相談フォーム <a href="https://www.security-com.jp/fushakyo-mail/formex-unteki/form.html">https://www.security-com.jp/fushakyo-mail/formex-unteki/form.html</a>

## 9 緊急時の対応方法

利用者の主治の医師又は事業者の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。（但し、下記医療機関での優先的な診療、入院、入所を保証するものではありません。医療法に基づき自己負担金が必要です。

緊急連絡先に連絡いたします。

利用者の主治の医師	氏名	
	所属医療機関の名称	
	所在地	
	電話番号	
協力医療機関 救急病院	医療機関の名称	京都岡本記念病院
	院長名	高木 敏貴
	所在地	京都府久世郡久御山町佐山西ノ口 100 番地
	電話番号	0774-48-5500
協力医療機関 開業医	医療機関の名称	中村医院
	院長名	中村 直樹
	所在地	宇治市羽拍子町 56-22
	電話番号	0774-41-6500
	夜間の連絡先	
協力施設 特別養護老人ホーム	施設の名称	特別養護老人ホームまごころ園
	施設長名	水口 泰貴
	所在地	京都府宇治市菟道藪里 11-3
	電話番号	0774-28-5737

## 10 非常災害対策

非常災害に備えて、非常災害に関する具体的計画（消防計画、風水害、地震等の災害に対処するためのマニュアル）を作成し、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策に万全を期すとともに、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

また、実施にあたっては地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

関係機関	連絡先	住所
宇治警察署	21-0110	宇治市宇文字 2-12
宇治市役所	22-3141	宇治市宇治琵琶 33
宇治市消防本部	39-9400	宇治市宇治下居 13-2
宇治市上下水道部	22-3141	水道の異常

京都岡本記念病院	48-5500	久御山町佐山西ノ口 100 番地
宇治武田病院	25-2500	宇治市宇治里尻 36-26
宇治徳洲会病院	20-1111	宇治市槇島町石橋 145
大阪ガス	0120-8-19424	ガス漏れ等
関西電力	29-9024	電気の故障

避難・救出等必要な訓練の実施について	年 2 回(内 1 回は夜間)に避難訓練を実施する
--------------------	---------------------------

### 11 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、家族・市町村及び関係諸機関等への連絡を行う等必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際して取った処置について記録し、賠償すべき事故の場合には損害賠償を速やかに行います。

### 12 地域との連携

- 1 事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。
- 2 事業所で主催する行事において、地域住民の方の積極的な参画に向けて、ネットワークづくりを行います。
- 3 事業の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市町村の職員及び事業所が所在する日常生活圏域の地域包括支援センターの職員、事業について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね 2 月に 1 回以上、運営推進会議に対し通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。
- 4 前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成して保存するとともに、当該記録を公表する。
- 5 避難訓練、消防訓練に地域の住民と、地元消防署の協力をすすめます。

### 13 個人情報の保護

事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得ることとします。

### 14 第三者による評価の実施状況

第三者機関による評価の実施状況	あり
	なし

実施日	2024 年 3 月 13 日
評価機関名	運営推進委員会
結果の開示	①あり 2なし

令和 年 月 日

(乙) 当事業者は、甲に対する小規模多機能型居宅介護サービスの提供開始に当たり、

甲 に対して本書面に基づいて上記重要事項を説明しました。

甲'

小規模多機能型居宅介護サービス事業者

所在 京都府宇治市神明石塚 54-18

名称 宇治おかもと安心介護の家

(小規模多機能型)

説明者

印

(甲) 私は、本書面に基づいて乙から上記重要事項の説明を受けました。

私は、小規模多機能型居宅介護サービスの提供開始に同意します。

(甲) 利用者 住所

氏名

印

(甲') 署名代行者 住所

氏名

印